# JU 宮崎 運営細則

#### 1. 出品について

(1) 出品者は、中商連オートオークション規約第15条に基づき出品を行い、中商連オートオークション運営規程第9条に基づき車検証の通り、出品申込書の記入をして下さい。また、出品申込書には希望コーナー、スタート価格、希望価格を必ず記入して下さい。

希望価格については、調整人に20,000円以内の調整権限を与えるとします。 希望価格の指定があっても、調整時に不在の場合には20,000円の範囲内で調整 人は希望価格以下の価格で落札の決定ができるとします。

出品車はオークション開催日から9日以内に名義変更に必要な書類が決済できる車 両を条件とします。

(2) 出品自動車の評価基準は、中商連オートオークション運営規程第10条に基づき、 JU宮崎で検査を行います。

出品車は全て日本オートオークション協議会の走行管理システムにて走行距離の チェックを行います。走行距離に改ざん等が有った場合は書類不備流しと致します。 なお、出品者が出品を希望した場合は、出品票に明記の上で出品となります。

(3) 福祉車輌の消費税については原則出品者より申告があった場合、消費税非課税とします。申告がない場合は、JU宮崎では課税か非課税かの判断がつかない為、消費税を計上するものとします。但し、落札者より書類発送日より7日以内に申告があった場合は、消費税を返還するものとします。(その際の判断はメーカーのお客様相談室に問い合わせて、新車時に非課税対象車輌と回答があった場合のみ、消費税を返還します。)

# 2. 車輛引取期限について

流札車及び落札車は、翌週火曜日の17:00(6日目)までに搬出してください。 水曜日に会場に残っている車輌は自動的に再出品となります。その際のコーナーは一般 コーナーになります。(リユースの残り車両は同じリユースコーナーになります。) 再出品された車輌は出品停止ができませんのでご注意ください。再出品後、搬出を希望される方はセリ当日に書類不備流しの手続きを行って下さい。(但し、再出品料は頂きます。)搬出期限後の持ち帰り車輌についても同様に再出品料を徴収致します。

#### 3. 書類について

(1) 出品者は、成約車の書類をオークション開催日を含め9日以内にJU宮崎に提出して下さい。期限を過ぎた場合は、中商連オートオークション統一ルールの別表Ⅳに基づきペナルティーが発生します。原則として書類の有効期限はオークション開催月翌月末迄です。但し、出品申込書に有効期限の記載がありJU宮崎に到着日より20日以上の有効期限のあるものは、落札者が承諾して落札したものとして受け付け

ます。

- (2) ナンバー付きの車両を落札した場合で車検が翌月末までに切れる場合、オークション当日に限り落札者より抹消依頼が可能です。
- (3) 下記事項について落札者の了解が得られたものは、早期名変ペナルティーとして出 品者は落札者に10,000円を支払うものとします。
  - 1. 記入有効期限より短い場合。
  - 2. 有効期限が翌月末まで無いことが申告されてない場合。
  - 3. 有効期限の記載はされているがJU宮崎到着時20日以上ない場合。

### 4. 登録名義変更について

- (1) 落札者は、ナンバー付き落札自動車についてオークション開催月の翌月末日迄に登録名義変更また抹消登録を完了してください。完了後に車検証等名義変更を明らかにする書類の写しを登録月の翌月5日までにJU宮崎へ提出下さい。(出品申込書に書類の有効期限が明記され、早期名変を了解したものについてはその期限内に名義変更を完了すること。車検切れでナンバー付車の場合も翌月末までに完了して下さい)なお、ファックスで届け出る場合は到着の有無を確認してください。また、落札者より所定の期限までに提出が無い場合は、現在登録証明書取得事務手数料3,000円(税別)を徴収します。
- (2) 落札者が名義変更書類の写しを期限までに提出しないため自動車税還付譲渡手続が 出来ない場合は、落札者は自動車税還付譲渡金額相当分を負担するものとします。
- (3) 落札者が受領した印鑑証明等の有効期限を切らしたり、書類を紛失した場合、落札者はJU宮崎を介して事態の解決を図る様に努めるものとします。なお、書類紛失の再交付の場合、落札者は顛末書を提出してください。また、出品者は落札者から再交付の申請があった場合は再交付に努めてください。
- (4) 書類差替えの場合(名義変更期限を過ぎた場合も含む)、必ずJU宮崎を通してください。
- (5) 書類についてのペナルティーは中商連統一ルール別表IVを適用します。また、登録 名義変更をしない悪質者に対しては、中商連オートオークション規約第33条の制裁 が適用されます。

#### 5. 代金の決裁

(1) 車輌代金は、オークション開催日を含む5日以内に現金、又は銀行振込で入金ください。

#### 6. 落札自動車の自動車税等

(1) 落札自動車がナンバー付きの場合、JU宮崎はオークション開催日の翌月から年度 末までの自動車税未経過相当額を預託金として落札者から預かり、落札自動車の登録 結果により預託金の清算を行います。 また、落札自動車が軽自動車の場合、自動車税預り金として15,000円を落札者から預かります。なお、3月開催分は翌年度分(12ヶ月)の自動車税となります。

JU宮崎は、落札者から落札自動車の名義変更完了の通知確認後、預かり金の清算を行います。精算日は毎月第2回目のオークション開催日で、その前日までに名義変更完了の通知があった分が対象です。

(a) 移転登録の場合

原則として預託金の全額を出品者へ清算します。ただし3月開催オークション同 月内名変の場合は落札者に全額返金します。

(b) 抹消登録の場合

抹消登録がオークション開催月の場合は預託金の全額を落札者に清算、開催翌月の場合は預託金のうち1ヶ月分の自動車税相当額を出品者に、残金を落札者に清算します。

- (c) 落札者が移転登録した後、同一年度内に抹消登録した場合(二次抹消) 落札者から抹消登録をした月の末日までに登録事項証明書コピーの提出があった場合に限り、還付金相当額を再度清算、出品者に請求します。
- (d) 軽自動車については、開催年度内の軽自動車税は出品者の負担とします。また、 年度内に名義変更された場合は預り金を落札者に支払い、年度をまたいだ場合は預 り金から年税を差し引いた額を清算します。
- (2) 納税証明書については、納税を証するものとして譲渡書類に添付することが基本ですが、実際には継続車検時に限り必要なことから、オークション開催月翌月以内に車検が切れる車両については必要書類とし、提出が無い場合は不備の取扱いをします。ただし、オークション開催同一年度内に車検が切れる車両については、名義変更完了後に落札者から申し出があった場合、出品者は継続検査用納税証明書を用意してください。提出がない場合はペナルティーが発生します。
- (3) 非課税車両は出品者の申告義務とし、事前の申告があった場合は預託並びに清算は 行いません。申告がなく落札者名変後に月割りの自動車税を徴収された場合は、出品 者は清算された預託金の全額を落札者へ返金するものとします。
- (4) 自動車税還付請求権譲渡通知書は、特別の事情が無い限り取扱いしませんので、出 品者にて保管下さい。
- (5) 自動車税が未納で落札店が立替払いをした場合は自動車税相当額、延滞金及びペナルティ10,000円を出品店に請求致します。(自動車税納付期限内は除く)

# 7. クレームについて

- (1) オークションでは全て中商連オートオークション統一ルール及びJU宮崎運営細則 を基準に裁定致します。
- (2) 外板の溶接交換(リアフェンダー、サイドシル、 コアサポート等) 未申告の場合 は、クレームとします。但し、R点、低価格車、 評価点3点以下の場合はノークレ

ームとします。

(3) 落札価格が20万円以下の車両は原則ノークレームと致します。但し、 修復歴、 エンジン、ミッションデフ等の主要箇所に欠陥が有る場合のみ 「オークション終了 後1時間以内の搬出前まで」に限りクレームを受付けます。

また、落札価格が10万円以下の低価格車輌につきましては、出品申込書の記載違いのみクレームの受付とし、他はノークレームとします。

- ※上記におきましても冠水車、消火器散布、接合車、盗難車、走行距離、および書類 上でしか分からないものはこの限りではありません。
- (4) 落札者がクレーム申立をする場合、必ずJU宮崎を通して申立をしてください。理由の如何を問わず、主催商組の許可なしに出品店もしくは前名義人等に直接連絡したことが判明した場合はペナルティー3万円を課します。また、 出品者が落札者に直接連絡した場合も同様にペナルティー3万円とします。
- (5) 出品申込書に「エンジン・ミッション不具合症状」の記載がある場合において、 エンジン・ミッションに関する不具合は一切ノークレームとします。なお、エンジン オーバーホールを要するものも含みます。

# 8. 商談の注意事項について

- (1) 申込みは1台につき1回限りとし、電話での受付はいたしません。FAXでの受付 とします。
- (2) 応札有りの場合は応札金額+1万円以上、応札無しの場合はスタート金額+3万円 以上から受付します。
- (3) 最終応札者がセリ終了後5分間の申込優先権利があります。それ以外の方は先着順の商談受付とします。5分間という時間の管理はセリ機によって行います。
- (4) 商談受付時間は、オークション終了後2時間までとします。
- (5) 申込み記入金額を出品者が了承(成約)した場合後のキャンセルは出品者の了解がないと出来ません。10分以上の保留は出来ません。出品者の了解を得た場合はこの限りではありません。
- (6) 出品者と落札者の価格合意がなされた時点で成約とします。
- (7) 商談中の車両は、結果が出るまで会場より搬出してはなりません。
- (8) 商談落札した車両はノークレーム扱いとします。

#### 9. 走行管理システムの利用について

全国のオークション出品車両データを利用して、下取り車などの走行距離を事前にチェックできます。所定の用紙及び車検証を添付の上、現車をJU宮崎に持ち込んでください。

検索費用は1台に付き500円(税別)、POS会員は1,500円(税別)です。

# 10. その他注意事項

- (1) 会員毎の出品リスト、落札票、仮計算書等は、各自端末から印刷お願いします。
- (2) 即落・ワンプラ等の出品店・落札店の都合による一方的キャンセルの場合のキャンセル期限は、売買成立の翌営業日正午までとし、JU宮崎事務局へ申し出る事とします。 搬出後の落札店都合によるキャンセルは認められません。 キャンセル費用は、中商連運用規則の別表に準じます。
- (3) オークション当日の同伴者については、JU宮崎事務局に申請ください。無許可で の入場は禁止とし、発覚した場合は厳重な処罰が科せられます。

# 11. 附則

この運営細則は、平成26年3月22日から施行します。

平成26年3月22日改正

令和6年9月5日全面改正(令和6年9月19日より実施)

令和7年2月20日一部改正(令和7年2月20日より実施)